

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策の概要

1 竹の内産廃処分場の概要

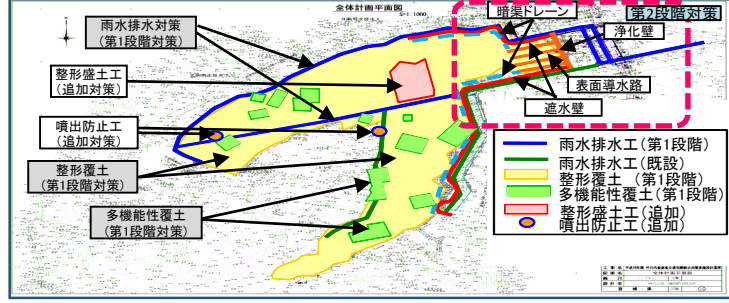
- ① 所在地: 村田町大字沼辺字竹の内前13番地 他
- ② 種類: 安定型産業廃棄物最終処分場
- ③ 設置届出: 平成2年8月6日
- ④ 処理能力(最終): 埋立面積 6.74ha, 埋立容量 35万4千m³
- ⑤ 推定埋立量: 埋立面積 8.76ha, 埋立容量 102万8千m³
- ⑥ 埋立終了届出: 平成13年5月23日



- A 処理基準に違反した埋立処分**
 - 許可容量・区域を超えた埋立
 - 許可外の廃棄物の埋立
- B 生活環境保全上の支障**
 - 硫化水素等の有害ガス及びその悪臭による日常生活への影響
 - 有害物質の拡散による地下水汚染(耕作地への影響)のおそれ
- C 事業者等へ措置命令**
 - 生活環境保全上の支障除去のため措置命令を发出 (平成14年度以降15回发出)
- D 県が行政代執行へ**
 - 措置命令が履行されたのは最初の1回のみで、2回目以降は県が行政代執行

2 支障除去対策の実施

「B 生活環境保全上の支障」を除去するため、平成19年度以降、県は以下の支障除去対策を講じてきた。



(注) 第2段階対策については、環境モニタリングの結果、場内保有水の汚染物質の濃度が上昇し、場外周辺地下水の汚染物質の濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれがある場合に講じることとしている。

3 処分場の現状

- (1) 環境モニタリングの実施
 - 現在、処分場内の廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握するため、環境モニタリングを実施している。
 - 令和元年度の環境モニタリング結果において、周辺生活環境への影響は少ないとの答申を有識者の委員で構成する評価委員会から得ているが、以下の調査について廃止基準を満たしていない。
 - このため、引き続きモニタリングを継続し、周辺環境への影響を考慮しながら、当処分場が廃止に至るまで維持管理を継続していく。

調査項目・廃止基準	廃止基準達成状況(～令和2年3月)
[発生ガス等調査] ※毎月実施 埋立地からガスの発生が殆ど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	△ 一部の観測井戸でガスの発生量の変動がみられる。
[地中温度調査] ※年4回実施 埋立地内部が周辺の地中温度に比べて異常な高温(20℃以上)になっていないこと。	△ ・埋立区域内と埋立区域外の温度差は最大10.6℃と徐々に小さくなってきている。 ・基準を満たしているものの、評価委員会の意見により、評価は△となっている。
[浸透水水質調査] ※年4回実施 (ダイオキシン類は年2回) 次の要件を満たすこと。 ・地下水等検査項目(25項目): 基準に適合 ・生物化学的酸素要求量(BOD): 20mg/L以下	× 7項目(鉛、砒素、1,4-ジオキサン、生物化学的酸素要求量(BOD)、ほう素、ふっ素、ダイオキシン類)が基準値を超過。
[地下水水質調査] ※年4回実施 (ダイオキシン類は年2回) 次のいずれにも該当していないこと。 ・現に地下水質が基準に適合していないこと。 ・検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。	△ 2項目(鉛、ダイオキシン類)が基準値を超過。

- (2) 維持管理の実施
 - 定期的な処分場内の設備、観測井戸等の巡回点検や除草、側溝清掃等を実施し、適切な管理に努めている。

4 解体工事等の実施状況

- (1) 処分場隣接焼却施設等解体工事(完了)
 - 隣接地に長期間残置されていた焼却施設(左上写真参照)は老朽化や腐食が進行しており、生活環境保全上の支障のおそれが生じる可能性があること認められたが、関係者が着手しなかったことから、県が行政代執行により令和元年度、解体工事に着手した。
 - 解体工事に当たっては、適宜、処分場周辺地区の住民に対して説明を行いながら周辺環境に影響を及ぼさないよう万全を期して施設の解体・撤去を進め、本年8月末にすべての工事が完了した。
- (2) 処分場獣害防止柵設置工事(完了)
 - 近年イノシシによる覆土表面の掘り起こし被害が散見されていたことから、昨年度、イノシシの侵入のおそれのある範囲について獣害防止柵を設置した。